

アメリカのスポーツ法に関する研究

— アマチュア・スポーツ法の背景,
成立, 内容を中心として —

井上 洋一

東京大学教養学部

A Study of Sports Law in the United States — The Backgrounds, Enactment and Contents of The Amateur Sports Act of 1978 —

Yoichi Inoue

Department of Sports Sciences, College of Arts and
Sciences, University of Tokyo

Abstract

The purpose of this study was to clarify the backgrounds, enactment and contents of the Amateur Sports Act of 1978. In order to understand the contents and significance of the Act in detail, I tried to compare following three materials; the legal draft on the final report of the President's Commission on Olympic Sports 1977, the provision of the Bill and the Amateur Sports Act of 1978 itself.

This Act was signed into law in December of 1978, and it enlarged the purposes and powers of the USOC so as to permit it to try out its expanded role as the coordinating body for amateur athletic participation in unrestricted competition.

In the backgrounds of its enactment, there were declining situation in Olympic Sports and the administrative fauxpas that beset the United States team in the Munich Olympics. And there were many try for enactment concerning with Sports Law.

Followings are the results obtained:

- (1) The articles recommended in the final report of the President's Commission on Olympic Sports provided, on the whole, with the articles in the Act.
- (2) A vertical organization governing amateur sports was established.
- (3) Promotion of mass sports were merely outlined in their provisions; however, the articles of promotion and support for physical fitness and public participation of women, handicapped persons and minority groups were deemed important.
- (4) It is important at present to have made the provisions of athlete's rights, nonpolitical corporation, nonprofit-making corporation and exclusive right to use the name 'USOC', etc.

The impacts of this Act is to be studied as a future task.

I はじめに

1989年10月、文部省の保健体育審議会は、「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」と題した最終答申案をまとめた。1972年の答申が市民スポーツの施設、設備の充実に力点を置いていたのに比べ、今回の答申案は「生涯スポーツ」、「競技スポーツ」、「学校体育・スポーツ」のほか「プロ・スポーツ」等まで広く言及しているものの、内容からみると「競技力の向上」がその中心にあるといえそうである。

この答申案のきっかけとなったのは、先のアジア大会、ソウルオリンピック大会での惨敗であり、また、答申案の趣旨は、これと相前後して内閣総理大臣の要請によりできた「スポーツ振興に関する懇談会」の流れをくんでいることは言うまでもない。

このような政府の体育・スポーツに対する関与については、その是非とともに、具体的には「何について」、「どのように」、「どこまで」関与するかといった問題が今後研究されるべきであると考えられる。

一方、スポーツ先進国であるアメリカ合衆国においては、元来、地方分権が建て前であり、外交、国防や人種差別などのような特殊な問題を除いては、連邦政府が関与することは少なかった。しかしながら、最近では、オリンピック大会を頂点とする競技スポーツへの関心の増大、「国民体力のルネサンス」といわれるフィットネス・ブームをうけ、政府は積極的な役割を演じてきている。J. H. Frey らは、スポーツに対する認識が単なる「気ばらし」から「社会的有用なもの」そして「ビッグ・ビジネス」へと著しく変化してきたために、政府が体育・スポーツに関与する必要性が生じてきたと捉えている。⁽¹⁾ アメリカにおいても、ミュンヘン、モントリオール両オリンピック大会での成績不振をひとつのきっかけとして、多くの問題を解決するための方策が練られ、結果的には、特別法である「アマチュア・スポーツ法」として法制化されることとなった。すなわち、政府の体育・スポーツへの関与の典型的なケースとなったわけである。

本稿では、この法律の背景、成立の経緯および

内容を明らかにすることを目的とする。加えて、特にオリンピックに関する大統領諮問委員会の最終報告書にある法律草案とアマチュア・スポーツ法の法案と制定された法規を比較、検討することにより、その内容、重要点および争点を明らかにしようとするものである。

これまで、我が国では、同法に関する研究および資料は以下のものが散見されるが、⁽²⁾ 概略的な紹介にとどまっており、本格的な研究は見あたらない。

(1) 池田勝、「諸外国の体育・スポーツ振興策—アメリカ—」現代体育・スポーツ体系4, 1984.

これは、アメリカの体育・スポーツ政策が概観できる資料である。7つの部分—「アマチュア・スポーツ法」の制定、大統領体力スポーツ審議会の役割、地方自治体の体育・スポーツ行政、「レクリエーション区」制度、専門指導者の養成制度、身障者・婦人・高齢者に対するスポーツの奨励、野外レクリエーション政策からなり、アマチュア・スポーツ法については簡略的ではあるがその経緯、内容を知ることができる。

(2) 海老原修 訳 「アマチュア・スポーツ法 1978」現代体育・スポーツ体系4, 1984.

これは、制定されたアマチュア・スポーツ法の抄訳である。

(3) 日本体育協会 訳 「アメリカ合衆国下院において司法委員会に付託された法律」

これは、上院通過後の法案 (Bill = S. 2727) の訳である。

また、アメリカにおける先行研究として重要なものには次のものがあげられる。

(1) Nafziger, James A. R.: The Amateur Sports Act of 1978. Waicukauski, R. J. (ed.) 'Law and Amateur Sports' 1982.

この研究は、先行研究として最も重要である。法規の分析、評価、問題の確認を目的としており、内容的にも USOC の目標、目的について特に詳しい。この論文の結論部分では、この法によってアメリカのアマチュア・スポーツ活動を推進、調整し、各スポーツ組織間の紛争をを解決する権限が新 USOC に与えられたこと、新 USOC は強力な統治構造になり、直接、間接的にアメリカのす

すべてのアマチュア・スポーツ競技活動の成長をその範囲としたことが述べられている。そして最後に、この法に関する今後の問題点として、政府の関与と競技者の権利、国内統轄団体の認可基準、主たる予算の使途をエリート・スポーツにするのか、あるいは大衆スポーツにするのかなどの点をあげている。

(2) Miller, Don: The Amateur Sports Act of 1978. OLYMPIAN. Dec. 1978.

USOC 総務主事である Don Miller が法律成立直後に機関誌で紹介したものである。短いもので、概略的にその経過、内容が述べられている。特に予算に関しては詳しい。

(3) Comment- Administration of Amateur Athletics: The Time for an Amateur Athletes' Right has Arrived. FORDHAM LAW REVIEW Vol. 48, 1979.

この中で、政府関与としての立法化の流れと 1974 年の法案および 1978 年法が取り上げられている。内容は簡単であるが、1978 年法の弱点を①仲裁の強制的メカニズムがないこと、②国内のみの競技参加の選手に対して適用がないこと、を指摘した点は注目すべきである。

また、本論文で用いた主な資料として以下のものがあげられる。

(1) Statute at Large 1978 - P. L. 95 - 606 : アマチュア・スポーツ法の法規

(2) S. 2727 (1978) : 下院司法委員会に付託されたアマチュア・スポーツ法の法案

(3) Statute at Large 1950 - 51 - P. L. 805 : アメリカ合衆国オリンピック協会を統合する法律

(4) U.S. Code Congressional & Administrative News. 95 Cong. Session 1978 : 法の成立経過を速報的にまとめたもの。

II 背景

1. オリンピック・スポーツに関する大統領諮問委員会

1975 年、フォード大統領は連邦議会内に「オリンピック・スポーツに関する大統領諮問委員会」(The President's Commission on Olympic Sports - 以下 PCOS と略す：筆者注)を設置した。

この委員会は、上下両院議員 8 名と学識経験者、スポーツ関係者他計 20 名程で構成され、約 2 年間の歳月と約 3 億円をかけて調査、審議が行なわれた。そして、1977 年 1 月には、詳細な最終報告書が提出されている。⁽³⁾ その序文には、PCOS は国際競技会において、どのような原因がアメリカの最高の座を妨げているのか、あるいは妨げようとしているのかを明らかにするために設けられたと述べられており、当委員会の設置のきっかけが明らかにされている。また、国際競技での不振の主たる原因を組織上の欠陥と著しい資金不足の 2 点と指摘している。報告書の内容は、第 1 巻に要点と各論の結論、勧告、法律草案、第 2 巻に詳細な実情調査、財政的資料等が掲げられている。特に、トップの競技者を運営に一定割合参加させること、そして役員のアマチュア化を主張した点は注目すべきである。また、統轄組織を法制化する必要性を勧告するとともに、法律草案を加えた点は、アマチュア・スポーツ法の成立に対して PCOS が直接的役割を果たしたことをうかがわせる。

この報告書から、当時の問題点をあげてみると以下のようなものがある。

(1) スポーツ王国アメリカの威信低下、特に、ミュンヘン、モントリオール両オリンピック大会での敗北、(2) 青少年の体力が 1965 年から進歩していないこと、(3) アマチュア・スポーツ組織間の紛争、特に AAU と NCAA 間の選手選考の問題、(4) 体育授業の質的量的低下、(5) 兵役志願の拒否率の上昇、(6) 肥満、身体的不活発による退行性疾患の流行、(7) 競技大会時以外での選手に対する援助の不足、(1)～(7)の問題点の内で、とりわけ注目すべきことは上記(1)、(3)に関わる以下の具体例である。

(1) については、ミュンヘンオリンピック大会でのアメリカチームの失態が挙げられるが、これは国際的にもその運営の不手際を暴露する結果となった。これには、たとえば水泳において、チームドクターが選手の喘息用薬の届出を怠ったために、選手は興奮剤使用の規定にかかり出場停止となった例、あるいは陸上短距離において、コーチが選手の出場時間を間違えて失格となった例等がある。また、お家芸のバスケットボールでの敗戦などのショックは大きかったようである。これに対して、

ソ連、東独の活躍は目覚ましいものがあった。

(3)のアマチュア・スポーツ組織間の紛争は50年来の問題であり、これまでも多くの調停がなされてきた。1962年、ケネディ大統領はマッカーサー将軍に対して1964年東京オリンピック大会に優秀なアメリカチームを派遣できるように調停を依頼した。一時休戦らしきものが成立したが、すぐに元通りになったようである⁽⁴⁾。また、1963年には経営コンサルタントであるアーサー・D・リトル社に依頼したが、これも失敗に終わっている。しかし、この調停は、後の1973年タニー法案の理論的地ならしとなったことが評価されている⁽⁵⁾。この他にも、1964年、東京オリンピック大会後、マグヌソン議員を委員長とする上院調査委員会が設けられたり、1976年には、ハンフリー副大統領が5名の大物委員会を指名したが、いずれも失敗に終わっている。

これらの問題点を解決するために勧告として、報告書では、①中央スポーツ機構、②国内統轄団体の基準、③代表権論争の解決、④競技者の権利、⑤財政、⑥アマチュアリズム、⑦国際レベルの競技者、⑧スポーツ医学、⑨障害者スポーツ、⑩女性スポーツ、⑪アマチュア競技における軍隊の役割などの項目を挙げ、それぞれについて論じている。これらの多くは、後のアマチュア・スポーツ法の条項に反映されたものである。

以下は、その要約である。

① 中央スポーツ機構

新USOCを代表組織の縦構造の頂点として設立し、以下の5つの権限を与える。

1) 国内統轄団体(National Governing Body=以下NGB:筆者注)等の組織上の論争をまとめる。

2) 全国プログラムを組織に取り込む。

3) 競技者の競技会出場の権利を保証する。

4) アマチュア・スポーツへの効果的な財政援助をする。

5) スポーツ問題解決のためのフォーラムを作る。

② NGBの基準

- ・縦列的に統合されたNGBを制度化する。
- ・各NGBから送られる代表については5名のう

ち、少なくとも1名は競技者を含むものとする。(20%以上)

③ 代表権論争の解決

- ・中央スポーツ機構の設置が、組織上の論争を解決するのに効果的である。

- ・米国仲裁協会による拘束力ある仲裁のためにP. L. 805を改正することを勧告する⁽⁶⁾。

④ 競技者の権利

- ・競技者の参加を制限する唯一の法的根拠を明確にする。

- ・競技者の権利に関する問題の解決を米国仲裁協会に求めるためにP. L. 805を改正する。

⑤ 財政

- ・組織を統一すれば、民間からの援助も期待できる。

- ・次のような政府先導事業がある。

1) オリンピック記念硬貨の発行、2) 連邦税形式を利用したアマチュア競技への寄付、3) プロスポーツへの興行許可税、4) 賭博制度の修正(宝くじなど)、5) 休業補償(連邦政府職員)、6) 施設建設計画の優先順位の付け直し、特別支出金補助、7) 高額記念切手の発行、8) 競技者あるいは父兄への特別融資、税控除

- ・中央スポーツ機構の設立に約2億1,500万ドル、その年間活動費に8,300万ドルの政府予算支出を見込む。

⑥ アマチュアリズム

- ・国内のNGB等の基準が厳しすぎる場合がある。

- ・競技者に賞金以外の収入を認める。

⑦ 国際レベルの競技者

- ・タレントを早期発見し、彼等の活動を援助、奨励する機会が少ない。

- ・コーチ制度が無計画、非科学的である。

- ・競技者を雇用している者が競技の価値を理解していない。

- ・施設が不足している。

- ・国立トレーニングセンター、スポーツ研究所を創設する。

- ・学校プログラム内に多くのスポーツ教材を入れる。

- ・コーチ、審判、役員の資格を明確化する。

⑧ スポーツ医学

- ・優れた研究が生かされていない。
- ・常設の委員会を中央スポーツ機構内に設置する。

⑨ 障害者スポーツ

- ・3,500万人の障害者にスポーツの組織化および新しい活動を勧める。

- ・常設の委員会を中央スポーツ機構内に設置する。

⑩ 女性スポーツ

- ・プログラム、施設、資金が不足している。
- ・Title IX⁽⁷⁾を支持し、中央スポーツ機構が高い優先順位を与える。

⑪ アマチュア競技における軍隊の役割

- ・軍隊がスポーツ援助をすることを要望する。
- ・志願兵制度の理解のためにも好都合である。
- ・単独の部局の設置を勧める。

2. アマチュア・スポーツ法以前の関連法および法案

アマチュア・スポーツ法が成立する以前にも、アマチュア・スポーツに関わる法規が検討されてきた経緯があった。1950年「アメリカ合衆国オリンピック協会を統合する法律」が成立して以来、アメリカ合衆国オリンピック協会の名称の変更を含めて、いくつかのアマチュア・スポーツに関わる法案が提出されている。

以下は、その略年表である。

- | | |
|-------|--|
| 1950年 | アメリカ合衆国オリンピック協会を統合する法律成立 (P.L. 805) |
| | 「USOA」設置 (in Washington) |
| 1964年 | 「USOA」の名称を「USOC」に変更する法律成立 (P.L. 88-407) |
| 1972年 | Marlow Cook 法案 (プロスポーツをも対象とした) |
| 1973年 | John Tunney 法案 (アマチュアを対象をしばった, S. 2326 → 1974年, S. 3500) |
| 1974年 | アマチュア・アスレチック法案
(Amateur Athletic Act of 1974 = S. 3500) |

これらの法案の中で最も実現性の高かったものは、1973年の John Tunney 法案であった。この法案は1974年には、Amateur Athletic Act of 1974として、上院を通過したが、下院議決前に期限切れとなり、成立には至らなかった⁽⁸⁾。こ

の法律の目的には、以下の事項があげられている。

- (1) 最も代表的、有能な組織が国際競技を管理するように保障する公的方策の作成
- (2) 選手の参加機会の保護
- (3) アマチュア競技活動の調整
- (4) スポーツ医学、選手の健康、安全等の情報の提供、国のスポーツ開発プログラムの策定

そして、これらの目的を達成するために主要な2つのスポーツ機関を設置し、起こりうる紛争を解決し、国際競技レベルの選手たちの権利を守るべきであるとした。この法案への反対意見として、国内競技のみに参加する選手たちへの救済策が不十分であるという指摘がされていた。

しかしながら、同法案は1978年に実を結んだアマチュア・スポーツ法の踏台となったことが高く評価されている⁽⁹⁾。

Ⅲ 成立および内容

1. 成立経過

以上のような背景をうけて、1978年4月、上院に法案が提出され、いくつかの修正の後両院通過、同年11月8日、カーター大統領の承認により成立した。以下はその成立経過である。

アマチュア・スポーツ法の成立経過

- | | | |
|-------|--------|------------|
| 1978. | 4. 24 | 上院提出 |
| | 5. 8 | 上院通過 |
| | 5. 10 | 下院司法委員会に付託 |
| | 9. 26 | 下院審議、修正 |
| | 10. 11 | 下院審議、修正 |
| | 10. 13 | 下院通過 |
| | 10. 15 | 上院も下院修正に同意 |
| | 11. 8 | 大統領承認にて成立 |
- (参考資料) ・ Statute at Large 1978(P.L. 95-606)
- ・ 1978 Congressional Quarterly Almanac. p. 795-796

この間、法案成立に中心的役割を演じたのは、下院議員 Robert Michel (R: 共和党-I 11), Jack Kemp (R-N.Y.), 故 Ralph Metcalfe (成立一週間前に死去), Robert Kastenmeier (D: 民主党-Wis.), 上院議員 Ted Stevens らであった⁽¹⁰⁾。この多くは、PCOS の委員として活動してきた人

である。

2. 内 容

同法は、副題として、「アメリカ合衆国のアマチュア・スポーツ活動を推進・統合し、アマチュア競技者の権利を認可し、そして国内統轄団体に関する論争およびその他の目的達成に関する論争を解決するための法律」が付記され、そして1950年の「アメリカ合衆国オリンピック協会を統合する法律」を修正することとなった⁽¹¹⁾後に詳しい条文の項目および内容を示すが、概略は、第1章—法入(14ヶ条)、第2章—国内統轄団体(6ヶ条)とにわかれている。

そこで、以下ではPCOSの最終報告書の法律草案(以下=DRAFT:筆者注)と提出された法案⁽¹²⁾(以下=BILL:筆者注)および成立した法律(以下=ACT:筆者注)を比較、対照することによって内容を検討する。

(1) PCOS 最終報告書の法律草案

このDRAFTは、第1部—市民権論争、第2部—競技者の権利からなり、以下の項目が掲げられている。

第1部 市民権論争

- 第1条 国内統轄団体の決定
- 第2条 国内統轄団体の決定に対する不服の仲裁
- 第3条 仲裁者の権限
- 第4条 仲裁の基準(NGBの基準)
- 第5条 仮仲裁裁定
- 第6条 仮裁定での欠陥是正の確認と第2回仲裁審理
- 第7条 仲裁裁定の最終決定に対する再審請求
- 第8条 仲裁裁定による国内統轄団体の承認
- 第9条 国内統轄団体の承認要求時期

第2部 競技者の権利

1. 競技者が制限のない競技会に参加する権利を保護する法律

- 第1条 用語の定義
- 第2条 参加する権利および罰則の禁止
- 第3条 教育機関による参加制限の禁止
- 第4条 法律違反に対する罰則
- 第5条 地方裁判所の管轄
- 第6条 弁護士費用
- 第7条 提訴

2. P.L. 805に対する改正案

このようにDRAFTでは、実際のスポーツ組織間の紛争解決のための具体的対応がその中心といえる。このことは、PCOSの答申の趣旨が組織上の改革、つまり適格なNGBとそれをまとめる中央組織を求めていることをうかがわせる。また、競技者の権利を明確に謳った点に大きな特徴がある。

(2) 法案および法律

以下は、BILLとACTの条項の対照表である。

(*印は相違点)

「上院通過1978.5.8, 下院司法委員会に付託された法案(S.2727)」 副題 「アメリカ合衆国のアマチュア競技活動を推進・統合し、アマチュア競技者の権利を認め、そして国内統轄団体に関する論争およびその他の目的達成に関する論争を解決するための法律」 第1章 立法趣旨* 101 事実認識* 102 法律の目的* 第2章 オリンピック委員会の改組 201 改称 202 法人の主たる事務所、本部と会の開催 203 用語の定義 204 法人の目標および目的 ①~⑬ 205 法人の権限 206 法人への会員資格 207 オリンピックの名称の使用 (b) 裁判権 (c) 違反に対する法人の権利	「The Amateur sports Act of 1978(P.L.95-606)1978.11.8成立」 同左 第1章 法人 101 法人の改称と業務 102 構成員の責務・心構え(101の補足) 103 用語の定義 104 法人の目標および目的 ①~⑭ ⑭マイノリティグループのスポーツ奨励* 105 法人の権限 106 法人の会員資格 107 法人の非政治性* 108 法人の非営利性* 109 法人の財産* 110 法人の独占的権利 (c) アメリカ合衆国オリンピック委員会の名称の独占的使用*
---	---

		111 権限ある機関の名称、住所について
		112 法律の変更等*
208 年次報告		113 年次報告
209 競技に参加する機会の保証		114 同左
210 国内統轄団体		
第2章 国内統轄団体	第2章 国内統轄団体	
201 国内統轄団体の認可・資格	201 同左	
202 国内統轄団体の義務	202 同左	
203 国内統轄団体の権限	203 同左	
204 国内統轄団体の継続認可	204 同左	
205 不服申し立て	205 同左	
206 アマチュア競技会実施の許可	206 同左	
211 財政援助*		
212 財産の委譲*		

Nafziger が分析するように、ACT の構成は以下の6つの部分からなっている⁽¹³⁾。

①用語の定義、②USOCの目標、目的、③USOCの一般法人としての権限、義務、④NGBとなるアマチュア・スポーツ組織の要件とNGBの責任と権限、⑤NGBとして認可される場合の紛争解決のための決定メカニズム、⑥参加資格等を制限することができる競技会での独占的支配権

ここで、BILLとACTとを比較してその相違点をあげると、BILLには掲げられたがACTで削除されたものには、BILLの第1章—立法趣旨すなわち、101条—事実認識、102条—法律の目的と211条—財政援助および212条—財産の委譲の規定があった。

また、逆にBILLには無くACTで加えられたものには、ACTの104条—法人の目標および目的⁽¹⁴⁾人種的、民族的マイノリティグループへのスポーツ奨励、援助、107条—法人の非政治性、108条—法人の非営利性、109条—法人の財産、110条(c)アメリカ合衆国オリンピック委員会の名称の独占的使用、111条—権限を付与された機関の申請、112条—法律の変更等がある。これら

に加えて、文章表現上付加されたものには、104条(2)と105条(a)-(1)の“国際アマチュア競技に直接かかわる国内のアマチュア競技活動”という語、105条(a)-(5)では、“オリンピック、パンアメリカン大会その他の競技会の資格と参加に関して起こる”紛争という点であった。

また、202条(a)-(7)では障害者の参加奨励に、特に健常者大会への参加機会の拡大が加わった。これら以外にも小さな文言の修正はいくつかなされている。

次に、内容にかかわる修正と法律としての重要点をあげてみたい。BILLには、第1章—立法趣旨として「事実認識」、「法律の目的」の規定があった。これはPCOS最終報告書をうけて、スポーツの意義、当時の問題点およびこの法律の意義が述べられている。たとえば、アマチュア・スポーツは、レクリエーション、健康増進、大衆的娯楽、または国民的統合等の点からアメリカ社会に役立つなどであるが、これらの規定は法規定としてはなじまないものであり、ACTからは削除されたと考えられる。

(3) 「法人の目標および目的」

ACTの104条「法人の目標および目的」は、立法の目的を知るうえで重要条項である。以下にあげるものは、BILLとACTの「法人の目標および目的」の内容とアマチュア・スポーツ法成立以前の「法人の目的」⁽¹⁴⁾である。これらを比較することにより、立法の目的とともに、アメリカのアマチュア・スポーツに対する政府の期待もうかがえる。

1978年 アマチュアスポーツ法の法案(S.2727)

204 法人の目標および目的

(1) 国内目標とその奨励

(2) アマチュア競技活動の調整と発展

(3) 合衆国の代表、オリンピック、パンアメリカン大会等の独占的管轄

(4) オリンピック、パンアメリカン大会の国内統轄団体による代表確保

(5) アマチュア・スポーツ活動の推進、援助

(6) フィジカルフィットネスと国民参加の推進、援助

- (7) 競技プログラムにかかわる組織、団体への援助
- (8) 各団体の紛争解決と競技会参加機会の保証
- (9) 施設の発展と有効利用
- (10) トレーニング、コーチ等の技術的情報の提供、調整
- (11) スポーツ医学、安全の研究開発奨励、支持
- (12) 女性スポーツの奨励、援助
- (13) 障害者スポーツの奨励、援助
(可能なかぎり、健康者の中に)

- Sec. 4 継承権と権限
- Sec. 5 会員
- Sec. 6 非政治性
- Sec. 7 非営利性
- Sec. 8 資産の継承
- Sec. 9 不法な行為
- Sec. 10 地方の権限を認められた機関と名称等
- Sec. 11 改廃する権利
- Sec. 12 議会への報告

1950年9月21日 承認

1978年 アマチュアスポーツ法 (P.L. 95-606)

104 法人の目標および目的

- (1)~(13)は S. 2727 と同じ
- (14) マイノリティグループの奨励・援助
人種的、民族的マイノリティのアマチュア競技の参加を推進するために、彼らに対して、奨励し、援助する。

1950年法

U. S. O. A. を統合する法律

(Public Law 805)

U. S. Statute at Large.

1950-51 Vol. 64 Part 1

81 st Cong. 2nd Sess.

Ch. 975 Sep. 21, 1950

U. S. O. A. の設立 (法人)、本部、会議

Sec. 2 組織

Sec. 3 法人の目的

- (1) 国民の関心をひき、オリンピック、パンアメリカン大会の参加を援助する。
- (2) 特に青少年の興味を刺激する。
- (3) オリンピック、パンアメリカン大会の独占的管轄権を有する。
- (4) もっとも有能な代表の選抜。
- (5) 特にオリンピック、パンアメリカン大会の興味を助長し、アマチュアリズムの理想を維持する。
- (6) アメリカ青少年に勇気、自信、誠実、寛容、美德をうえつけ、発達させる。
- (7) 身体、モラル、文化の教育を推進、援助する。

BILL と ACT の違いは、ACT に (14) として人種的、民族的マイノリティグループへのスポーツ奨励・援助が加わった点である。また、参考までに1950年法の法人の目的と比較すると1950年法が「青少年」を対象の中心としていたのに対し、1978年法は、幅広い層を対象とした点、「アマチュアリズムの理想維持」の記述が省かれた点、教育的、道徳的記述が除かれた点などがあげられる。これらの点は、体育・スポーツに対する認識の変化として見ることができ、注目すべきである。また、1978年法には、ACT の (6) 以下が新しく加わった。

特に、マイノリティグループについての条項が法案になく、審議中に加わった点は興味深い。これには、社会的な要請とともに議員の中心人物である Robert Michel (R-Ill.) の働きかけがあったようである⁽¹⁵⁾。

次にこの ACT の「法人の目標および目的」の主な項目について内容の概略およびその評価を述べると次のようである。(「数字は、「法人の目標および目的」の番号)

(1)では、1950年法に比較して国内目標の設定達成を奨励した点で法の範囲が広がった。

(2)は、アマチュア・スポーツ組織を統合し、その頂点に USOC を置くということである。表1は PCOS の勧告をうけた後、1978年4月の USOC のメンバーを示したものである。A グループは、NGB で全国レベルの競技スポーツ種目協会、B グループは、全国的なプログラムや競技を運営し、あるいはオリンピック、パンアメリカンスポーツを行なうアマチュア・スポーツ組織、C グループ

は、オリンピック、パンアメリカンスポーツ以外の NGB である全国アマチュア・スポーツ組織、D グループは、各州のオリンピック基金調達委員会の代表である。また、それぞれが USOC に送る代表数と議決票数が示されている。A グループの右端は国際的な統轄団体名である。この表からみると、A グループでは陸上競技、水泳が代表 10 名、議決表数 100 と多く、他は同数になっている。B グループでは、組織の大小にかかわらず同じ権限となった点が大きな変更である。以前の USOC では 9 グループに分かれていたが、これが (A)～(D) グループとなり、以前のメンバーと比較すると、NGB の優越を減じ、選手の代表を加えるという結果となったといわれている⁽¹⁶⁾。

(3)では、「USOC は国際アマチュア競技会に関するアマチュア競技団体を調整し、IOC とパンアメリカンスポーツ組織に関してアメリカを代表する。また、その大会の US チームの組織、財政、指揮を管轄し、NGB の認可およびその他の問題の解決を助ける」という権限を認めたわけである。しかし、これについては、後の影響としてとらえられるモスクワオリンピック大会のボイコット事件がかかってきた。本来なら、政府は USOC をサポートする立場であるべきであったが、政府の勇み足によって、この規定は破られたのである。この点については、その後、選手の権利問題を含んで訴訟として争われている⁽¹⁷⁾。このボイコット事件によって、USOC の「独占的管轄」という語は、ややあいまいなものとなってしまった。また、キラニン元 IOC 会長は、NOC の自主制をふみにじる政府の関与であると批判している⁽¹⁸⁾。

(5)では、これまで各スポーツ組織がそれぞれ別個に大会スケジュールを組み、選手の機会が制限される場合があったが、各組織のスケジュールの調整が可能となる等の利点が生じた⁽¹⁹⁾。

(6)では、後のナショナル・スポーツ・フェスティバルの開催があげられるが、国民参加という意味では、現在どれだけ機能しているかが重要であろう⁽²⁰⁾。

(7)の政府の財政援助に関しては、審議中にも争点となった。PCOS の勧告では、議会に対して、2 億 1500 万ドルをもとめたが、実際には、BILL

の 211 条で財政援助の項を設け、商務長官の権限として総額 3000 万ドルを超えない国庫支出を盛り込んだ。この内訳は、プログラム開発、運営資金に 1800 万ドル、国立トレーニングセンターの運営およびスポーツ医学の情報分析や普及に 1200 万ドルとされた。しかしながら、この財政規模については反対意見も多かった。たとえば、John F. Seiberling (D-Ohio.) は調査ののち、「アマチュア・スポーツ・ビューロクラシー」のためには、1800 万ドルで十分だと主張した⁽²¹⁾。この他にも連邦の権限内の支出に反対する意見も出されている。これらに対して、起草者の中心人物である Jack F. Kemp (R-N.Y.) や Ralph Metcalfe (D-Ill.) らは 50 年来の紛争を解決するためには当然必要であるとして、BILL の 3000 万ドルを支持している。その後、Seiberling は税金の優遇もあることを理由に 1600 万ドルを主張した。結局、最終的にはこの意見が認められ、予算は 1600 万ドルに削られ、法規の中からはその文言は削除された。

(8)は、NGB に問題のある場合、法律の組織認可基準に NGB を従わせるか、あるいは別の組織を新たに NGB として認可するか、という解決の方法がある。レスリングの NGB 認可では、かなりもめたケースもある⁽²²⁾。

また、「競技者の権利 (Rights)」という語については、NCAA 等がきらい「競技機会」という語を議会も選んだ。

(9)～(11)は、コロラドスプリングスの国立トレーニングセンターの役割が大きい⁽²³⁾。

(12)(13)(14)は、アメリカの大衆スポーツ振興と言う意味では非常に重要な意味をもつと考えられる。(12)は、女性スポーツの振興、1972 年の Title IX の支持であり、(13)は、障害者が特に健常者の中にできるかぎり参加することを強調し、(14)は、前述したように新たに加わった項目である。この(12)～(14)は、競技スポーツ、大衆スポーツと分けた時の後者として大きな施策であるにもかかわらず、具体的に規定がほとんど示されなかった点は、この法律全体の性格を表わしている。

次に、BILL と ACT の相違点として重要な部分は、ACT の 107 条「法人の非政治性」と 108 条

(表 1)

USOCの構成

1978.4.15

U.S. OLYMPIC COMMITTEE MEMBERSHIP AND VOTING REPRESENTATION AS PRINTED IN THE APR. 15, 1978,
EDITION OF ITS CONSTITUTION, BYLAWS, AND GENERAL RULES

Sport	Dele- gates	Basic votes	National governing body	International governing body
GROUP A				
Archery.....	5	50	National Archery Association (NAA)	International Archery Federation (FITA).
Athletics.....	10	100	Track & Field Division (AAU)	International Amateur Athletic Federation (IAAF).
Baseball.....	5	50	U.S. Baseball Federation (USBA)	International Baseball Association (AIBBA).
Basketball.....	5	50	Amateur Basketball Association of the United States of America (ABAUSA).	International Basketball Federation (FIBA).
Biathlon.....	5	50	U.S. Modern Pentathlon & Biathlon Association (USMPBA).	International Modern Pentathlon & Biathlon Union (UIMPB).
Bobsledding.....	5	50	Bobsledding Division (AAU)	International Bobsleigh & Tobogganing Federation (IBT).
Boxing.....	5	50	Boxing Division (AAU)	International Amateur Boxing Association (AIBA).
Canoeing.....	5	50	American Canoe Association (ACA)	International Canoeing Federation (ICF).
Cycling.....	5	50	U.S. Cycling Federation (USCF)	International Federation of Amateur Cyclists (FIAC).
Equestrian.....	5	50	American Horse Shows Association (AHS)	International Equestrian Federation (FEI).
Fencing.....	5	50	Amateur Fencers' League of America (AFLA).	International Fencing Federation (FIE).
Field hockey.....	5	50	Field Hockey Association of America (FHAA) (Men's).	International Hockey Federation (FIH).
Figure skating.....	5	50	U.S. Field Hockey Association Inc. (USFHA) (Women's).	International Federation of Women's Hockey Association (IFWHA).
Gymnastics.....	5	50	U.S. Figure Skating Association (USFSA).	International Skating Union (ISU).
Ice hockey.....	5	50	U.S. Gymnastics Federation (USGF)	International Gymnastics Federation (FIG).
Judo.....	5	50	Amateur Hockey Association of the United States (AHAUS).	International Ice Hockey Federation (IIHF).
Luge.....	5	50	Judo Division (AAU)	International Judo Federation (IJF).
Modern pentathlon.....	5	50	Luge Division (AAU)	International Luge Federation (FIL).
Roller skating.....	5	50	U.S. Modern Pentathlon & Biathlon Association (USMPBA).	International Modern Pentathlon & Biathlon Union (UIMPR).
Rowing.....	5	50	U.S. Amateur Confederation of Roller Skating (USACRS).	Federation Internationale de Roller Skating (FIRS).
Shooting.....	5	50	National Association of Amateur Oarsmen (NAAO).	International Federation of Rowing Societies (FISA).
Skiing.....	5	50	National Rifle Association of America (NRA).	International Shooting Union (UIT).
Soccer football.....	5	50	U.S. Ski Association (USSA).	International Ski Federation (FIS).
Softball.....	5	50	U.S. Soccer Federation (USSF)	International Federation of Association Football (FIFA).
Speed skating.....	5	50	Amateur Softball Association of America (ASA).	Federation Internationale de Softball (FIS).
Swimming, diving, water polo, synchronized swimming.....	10	100	U.S. International Skating Association (USISA).	International Skating Union (ISU).
Team handball.....	5	50	Swimming Division (AAU)	International Amateur Swimming Federation (FINA).
Tennis.....	5	50	U.S. Team Handball Federation (USTHF).	International Handball Federation (IHF).
Volleyball.....	5	50	U.S. Tennis Association (USTA)	International Tennis Association (ITA).
Weightlifting.....	5	50	U.S. Volleyball Association (USVBA)	International Volleyball Federation (FIVB).
Wrestling.....	5	50	Weightlifting Division (AAU)	International Weightlifting Federation (IWF).
Yachting.....	5	50	Wrestling Division (AAU)	International Amateur Wrestling Federation (FILA).
			U.S. Yacht Racing Union (USYRU)	International Yacht Racing Union (IYRU).

Delegates Votes

GROUP B

National multisport organizations:		
Amateur Athletic Union (AAU).....	5	50
American Alliance for Health, Physical Education & Recreation (AAHPER).....	5	50
Association for Intercollegiate Athletics for Women (AIAW).....	5	50
Catholic Youth Organization (CYO).....	5	50
Exploring Division of Boy Scouts of America.....	5	50
National Association of Intercollegiate Athletics (NAIA).....	5	50
National Collegiate Athletic Association (NCAA).....	5	50
National Federation of State High School Associations (NFSHSA).....	5	50
National Jewish Welfare Board (NJWB).....	5	50
National Junior College Athletic Association (NJCAA).....	5	50
U.S. Armed Forces (U.S. Air Force, U.S. Army, U.S. Marine Corps, U.S. Navy).....	5	50
Young Men's Christian Association (YMCA).....	5	50

GROUP C

Affiliated sports organizations:		
Tae Kwon Do Division of AAU.....	1	1
U.S. Table Tennis Association.....	1	1

GROUP D

States:		
Alabama.....	2	1
Alaska.....	1	1
Arizona.....	1	1
Arkansas.....	1	1
California.....	3	1
Colorado.....	1	1
Connecticut.....	1	1
Delaware.....	1	1
District of Columbia.....	1	1
Florida.....	2	1
Georgia.....	2	1
Hawaii.....	1	1
Idaho.....	1	1
Illinois.....	3	1
Indiana.....	2	1
Iowa.....	2	1
Kansas.....	1	1
Kentucky.....	2	1
Louisiana.....	2	1
Maine.....	1	1
Maryland.....	2	1
Massachusetts.....	2	1
Michigan.....	3	1
Minnesota.....	2	1
Mississippi.....	1	1
Missouri.....	2	1
Montana.....	1	1
Nebraska.....	1	1
Nevada.....	1	1
New Hampshire.....	1	1
New Jersey.....	2	1
New Mexico.....	1	1
New York.....	3	1
North Carolina.....	2	1
North Dakota.....	1	1
Ohio.....	3	1
Oklahoma.....	1	1
Oregon.....	1	1
Pennsylvania.....	3	1
Rhode Island.....	1	1
South Carolina.....	1	1
South Dakota.....	1	1
Tennessee.....	2	1
Texas.....	3	1
Utah.....	1	1
Vermont.....	1	1
Virginia.....	2	1
Washington.....	2	1
West Virginia.....	1	1
Wisconsin.....	2	1
Wyoming.....	1	1

「法人の非営利性」が加わった点である。107条は「法人は非政治的組織であり、公職につく者を応援しない。」という規定であり、108条は「法人は株式資本を発する権限および財政上の利潤のためかかわる権限を有しない。」という規定である。両規定とも、まさにアマチュアという意味にふさわしい規定であるが、BILL でなぜ欠落していたのか興味深い点である。(1950年法には、両規定とも含まれている。とりわけ、108条はUSOC自体がその後、「独占的権利」とかかわって巨額の財源を確保してゆかざるをえないことを考える意義は大きい。)

また、ACT 110条「法人の独占的権利」の規定は、規定は、近年大きな意味を持っている。つまり、公認料、オフィシャル・スポンサー料、放映権等の財政上の基盤となる規定である。この規定は、現在IOCが利用している収入の方法と同様のものである。ACTでは、「法人はアメリカ合衆国オリンピック委員会の名称を用いる独占的権利を有する。」と規定し、この中に、IOCエンブレム、USOCエンブレム、「オリンピック」「オリンピックアード」「より速く、より高く、より強く」の語が含まれている。

第2章の国内統轄団体の規定は、BILLとACT間での違いはほとんどないが、NGBの認可資格、義務、権限を明確にした点で重要である。特に、201条では、USOCがNGB等の認可権限を有すること、また、NGBとしてある組織が認可されるためには、その組織がアマチュア・スポーツ競技会を推進する計画と遂行のための事務能力と財政能力を有すること、そのスポーツの統治に関して自治権をもち、外的拘束力を受けないこと、会員資格が開かれていること、民族、人種、宗教、年齢、性あるいは出身国に基づく差別のないこと等が要件とされている。加えて、201条で例外的に、アマチュア競技者の特別な階層(高校生、大学生、軍のメンバーなど)に限られたアマチュア競技会を実施するアマチュア・スポーツ組織は、その競技会については、独占的管轄権を有することを明確にしたことは、階層別スポーツ組織の権限を一定認めた点で意味がある。

3. 争 点

審議期間中、主として論議の対象となったのは、立法の必要性の有無、予算、競技者の権利等に関する事柄であった。以下は、立法それ自体の必要性も含んだ反対意見である⁽²⁴⁾。

Robert. F. Drinan 下院議員は、政府がアマチュア・スポーツに関与することに反対した。そして、予算についても、わざわざ予算をたてなくても、アマチュア・スポーツは栄えるし良い選手も育つ、それよりも大切なのは、老人への援助や幼児の病気の発見や診断などに税金を使うことだ、と主張した。また、下院議員である John F. Seiberling も 3000万ドルの予算案に反対するとともに予算化による継続的支出を懸念している。そして、このBILLはアマチュア・スポーツの政治化、官僚化につながると批判し、もしこの法案が通過すれば、今後、選手そしてアマチュア・スポーツそれ自体が犠牲になることがあるかもしれないと述べている。この考えは、すぐにモスクワ大会のボイコットとして現実となってしまった。また、Harold L. Volkmer と Romano L. Mazzoli は、政府の関与に反対し、3000万ドルを認めることは、アマチュア・スポーツを政治化することになると主張した。これらの反対意見の中でも、とりわけ興味深い点は、Drinan が述べた「人権違反の国」という語についてである。これは、ソ連をさしている。1978年当時(ソ連のアフガニスタン進駐以前)、すでに、この語を使用し、次期オリンピックの開かれる国での大会に関わる予算、施策は禁ずるべきであると主張されていたのであり、モスクワオリンピック大会のボイコットに連なる基本的思想もうかがえる。

予算については、前述したように各方面から調査研究され、BILLの3000万ドルから最終的には1600万ドルに削られ、他の法律⁽²⁵⁾に加えることにより、ACTからは削除された。

もうひとつは、「競技者の権利」についてである。この点は、DRAFTのひとつの柱であったが、ACTの104条「法人の目標および目的」に概略規定が組み込まれ、「競技者の権利」の語は「競技機会の保障」となってかわられた。そして、この権利の規定は、USOCの規則(Constitution)内

にアマチュア競技者の権利として、あらためて次のように規定されることになった。

「USOC 競技者の権利」⁽²⁶⁾。

Sec. 303 (a) もし、NGB あるいはそのメンバーのひとつによって選ばれたなら、いかなる NGB、教育機関、スポーツ組織も「制限のない認可された国際競技」に参加する機会を資格あるアマチュア競技者、コーチ、トレーナー、マネージャー、アドミニストレーターに対して否定したり、傷つけてはならない。また、その後のそのイベントを非難したり、あるいは、別の方法で競技者、協会、機関、法人、教育機関、学校コーチ、トレーナー、マネージャー、アドミニストレーターがその競技会に参加したことを理由にペナルティーを科してはならない。

以下(b)として、(a)以外の国際競技に関しても同様に規定している。そして、304 条として「施行」を詳細に規定している。

また、ACT で「競技者の権利」が「競技機会」となったのには NCAA の大きな働きかけがあったことも見逃せない。この他、NCAA も AAU も USOC の強力な権限は望んでいなかったため、審議の中で USOC が国際競技にかかわるアメリカ内のアマチュア競技活動の「Coordinate, develop, and direct」をするという語から「direct」の語を削ったといういきさつもある⁽²⁷⁾。

以上のような反対意見やいくつかの修正を経て、この法律は、アメリカのアマチュア・スポーツを総括した連邦法として成立するに至った。これによって USOC は、アマチュア・スポーツを統轄する中央組織として認定され、オリンピック、パンアメリカン大会などの国際競技会の役員、選手の選考決定権を全面的に得、アマチュア・スポーツ活動の推進と競技組織間の調整機関となった。そしてまた、各競技団体を代表する NGB を認定することにより、USOC を中心としたアメリカのアマチュア・スポーツ機構が統一、完成したわけである。

IV. 結 び

PCOS の最終報告書とその DRAFT, BILL お

よび ACT を比較、検討することにより、法成立の経緯および内容が明らかになった。そして、この3つの比較を試みることによって、スポーツ現場の最も基本的な問題点とこれに対する政治や財政との関わりを含めた法制度の現実的対応とを読み取ることができる。つまり、PCOS は最終報告書にあるように、国際競技でのトップの座を取り返すことを目標の出発点としていたのであり、この解決策の目玉として、DRAFT では中央組織の設置とそのメンバーとなる NGB の決定に関わる紛争の仲裁基準、仲裁方法と最高の競技者を送るために、競技者の権利の保護と提訴等を盛り込んだのである。一方、ACT では国民の各方面からの支持を得るために、いわゆる大衆スポーツの振興を加え、逆に BILL にあげた事実認識のような部分は削除された。そして、小さな政府が求められていたゆえか、今後を規定する具体的予算も削除された。

結果を全体的にみると以下の事項がいえる。(1) PCOS の最終報告書にある勧告の項目が、概ね法規に生かされた。(2)アマチュア・スポーツを統轄する縦構造組織が確立した。(3)一方、大衆スポーツ振興については概略規定となったものの、法人の目標および目的の中に、フィジカル・フィットネスと国民参加の推進・援助、女性スポーツ、障害者スポーツ、マイノリティグループのスポーツの奨励・援助等が掲げられた。(4)法人の非政治性、非営利性が強調された点、また競技者の権利を取り上げた点およびオリンピックや USOC の名称の独占的使用が規定された点などは最も現代的なスポーツと法の問題として意義がある。

また、法の効果とも関わるが、具体的な利点として、有能な代表を選択するためのスケジュールが調整される、あるいは、ブロークンタイム・ペイメントが認められるようになる、ナショナル・スポーツ・フェスティバルが開催される等があった。これらの詳細な検討を含めて、この法律がどのような影響を現実的に及ぼしていくのかをみてゆくことは、今後の課題である。

過去においては、スポーツは、まさに「治外法権」の観があったが、近年は国民のスポーツへの認識の変化とともに、ニーズも高まり、また一方

での競技の高度化、大規模化によって政策の一部分になってきた。アメリカにおいては、いくつかの体育・スポーツ関連法規が誕生し、また体育・スポーツに関わる法律問題を幅広い分野の人々が注目してきている。その中でも、アマチュア・スポーツ法は、最もアメリカらしい経緯により制定された法といえよう。この法の影響を見てゆくことは、スポーツに対する政府の関与の問題、つまり、政府は「何について」、「どのように」、「どこまで」関与すべきかという具体的な問題とも関連して、今後重要だと考えられる。また、具体的問題として現れる判例は、英米法では、特に後の事例を拘束するため、この意味でも注目すべきである。そして、その判例の積み重ねによって法の立場もまた、より鮮明となるであろう。

注および引用文献

- (1) Johnson, A.T. & J.H. Frey (ed.): *Government and Sports—The Public Policy Issues*, 1985.
- (2) 以下のものがあげられる。
池田 勝 「諸外国の体育・スポーツ振興策—アメリカ—」, 現代体育・スポーツ体系 4 p. 106—115
海老原 修 「アマチュア・スポーツ法抄訳」 現代体育・スポーツ体系 4 p. 201—205
日本体育協会訳 「アメリカ合衆国下院において司法委員会に付託された法律(1978. 5. 10)」
- (3) *The Final Report of the President's Commission on Olympic Sports 1975—1977*, Jan. 1977. Washington D.C.
日本体育協会 「オリンピック競技に関するアメリカ大統領諮問委員会の最終報告書」 1978. 3.
文部省スポーツ課 「オリンピックスポーツに関するアメリカ大統領諮問委員会—最終報告書—」 国土館大学体育学部紀要 第4巻 p. 93—105 1978.
- (4) *Comment—Administration of Amateur Athletics: The Time for an Amateur Athlete's Bill of Rights has arrived*. P.65 *FORDHAM LAW REVIEW* Vol. 48, 1979.
- (5) ジェームズ・A・ミチエナー著, 宮川 毅 訳 「スポーツの危機」 p. 478 サイマル出版 1978.
- (6) *Statute at Large 1950—51* —P.L. 805:1950 年アメリカ合衆国オリンピック協会を統合する法律, 「USOA」 がワシントンに設置された。
- (7) 正確には, Title IX of Education Amendments of 1972 連邦政府から財政的援助を受けている教育機関, 教育活動での性差別を禁止した法律, 特に体育・スポーツには関わりが大きい。
- (8) 前掲(4) p. 66
- (9) 前掲(5) p. 478—479
- (10) Miller, Don: *The Amateur Sports Act of 1978. The OLYMPIAN*. Dec. 1978. P.7.
- (11) *Statute at Large 1978—P.L. 95—606*.
- (12) S.2727 (1978).
- (13) Nafziger, James A.R.: *The Amateur Sports Act of 1978*. Waicukauski R.J. (ed.) *LAW & AMATEUR SPORTS*. P. 116, 1982.
- (14) 前掲(6)
- (15) イリノイ州選出の下院議員(共和党)でマイノリティー団体に関する院内幹事の職にあった。
- (16) 1982年に発表された前掲(13)のNafziger論文によれば, 以前のグループは地域競技会を運営する組織, 各愛国的グループ, USOCの過去の会長や役員, IOCとパンアメリカンスポーツ組織からの代表, 現役員とディレクターなどを含めた9グループ(表2)であったが, その後, 表1のA～DグループにEグループとして, 身体あるいはメンタルな限界をもつ競技者の全国大会を行うアマチュア・スポーツ組織が加わり, 5グループとなっている。そして, EグループはCグループ同様代表1名, 議決票数1となっている。
- (17) Defranz V. USOC (492 F. Supp. 1181 (1980)) 原告は, 選手25名とUSOCの実行委員会メンバー1名が, ①1978年法違反, ②憲法違反のSTATE ACTION, ③USOCの会則, 内規および統治規定違反の3点を理由に訴訟を提起した。法的な論争は, ボイコットについての政府の関与がSTATE ACTIONがどうかという点であったが, 結局相当因果関係なしと判断された。
- (18) ロード・キラニン著, 宮川 毅 訳 *オリンピック激動の歳月* p. 242 1983.
- (19) 前掲(13) p. 133 Nafzigerによれば, USOCのOlympic Job Opportunity Programの採用により, プレキャンプ等への参加が可能となったと指摘している。
- (20) 現在では, US OLYMPIC FESTIVALと名称が変わっている。
- (21) 1978 Congressional Quarterly Almanac-796.
- (22) 前掲(13) p. 139

- (23) 1976年12月に建設が決定され、1977年 7月にオープンした。ここは広大な敷地に各スポーツ施設トレーニング施設、スポーツ医学センター等があり、トレーニング、研究両面で利用されている。USOCの本部もここにある。センターの初代所長は、かつてのオリンピックゴールドメダリスト Bob Mathias 氏である。詳細は、Miller, F. Don : The USOC., THE OLYMPIAN Aug. 1980., 池田 勝, USオリンピック・トレーニングセンターを訪ねて, スポーツジャーナルNo.43. 1981. 他
- (24) U.S. Code Congressional & Administrative News. 95 Cong. Sec. Session 1978.
- (25) P.L. 95-482 ≪92 Stat. 1603 (1978) ≫.
- (26) The U.S. Olympic Committee's Athletes Advisory Committee's Proposed Athlete's Bill of Rights. Bruce Kidd and Mary Eberts: Athlete's Rights in Canada. P. 125-, 1982.
- (27) 前掲(13) p. 119